

資料12

東久留米市子ども・子育て会議  
令和7年9月30日  
子ども家庭部子育て支援課

## こども誰でも通園制度について

## 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。

## 事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満のこども

【実施事業所】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】 一般型又は余裕活用型

【単 価】 内閣府令で定める予定の月の利用可能時間を上限とした上で、こども一人1時間当たりの単価を設定。  
（予算編成過程において検討）  
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算の他、必要な加算についても検討する。

## 実施主体等

【実施主体】  
市町村

【負担割合】  
支援納付金：1/2 国：1/4 都道府県：1/8 市町村：1/8

# こども誰でも通園制度の人員配置・設備運営基準等

事項	内閣府令案	考え方
①対象施設 【児童福祉法施行規則】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園</li> <li>・小規模保育事業所</li> <li>・家庭的保育事業所</li> <li>・事業所内保育事業所</li> <li>・幼稚園 等</li> </ul> ※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。	多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとする。
②対象となる こども（年齢） 【児童福祉法施行規則】	0歳6カ月～満3歳未満	0歳6カ月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6カ月～満3歳未満とする。
③認可手続 【児童福祉法施行規則】	家庭的保育事業等と同様※1	家庭的保育事業等と同様の仕組みとする。その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示しする。
④利用方式	法令上規定しない	こども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととする。
⑤実施方法 【設備運営基準】	①一般型 ②余裕活用型	試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づける。 その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとする。
⑥人員配置基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※2 ※2分の1は保育士 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。 ※通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進める。
⑦設備の基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※3 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとする。

※1 事業を実施するにあたっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について市町村が審査し、認可を行う。

※2 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を2分の1以上。なお、保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修）を修了した者とする。

※3 保育所の設備基準に従って、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるとともに、食事の提供を行う場合には、必要な設備を備えること等児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。